

第12回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会
平成29年10月24日

上野谷提出資料

ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士養成のこれから (社会福祉士養成教育内容の見直しに向けて)



一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

地域を基盤としたソーシャルワーク機能を遂行する人材養成のためには

- ① 社会福祉士養成にかかる関係団体（養成・専門職・事業者）による協議体の設立
→ 現在本協会では、この協議体の設立に向け準備会を立ち上げ、とりわけ、「地域包括支援実習」のあり方について、先駆的な実践を行う社会福祉士にヒアリングを行い検討しているところ。
- ② 実習の場を「地域」にするための養成制度見直し
→ 現行の社会福祉士養成制度では、実習指定施設が「施設単位」で指定されている。地域における多様な機関・団体等で実習を行うためには、この指定要件を緩和することや、養成校から遠方の地域で実習するためには、巡回指導や帰校日指導等の基準に関しても要件の緩和やICTを活用する等、今日状況に対応した教育の見直しが必要。
- ③ 養成校の養成教育体制の強化と教育方法の開発が不可欠
→ 福祉系大学等教員の自己の専門領域への「タコツボ化」が生じているといわれており、養成教育に従事する教員が「分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つ」ソーシャルワーカーを養成できるようにするための総合的な能力向上を図ること、地域を基盤とした包括的支援を行うソーシャルワーク専門職像を養成教育に携わるすべての教員が共有し教授することができるようにすること、多職種連携による包括的支援にかかる教育を強化することなど、教員を対象にした研修の強化、教員要件の設定、教員向け研修教材を開発することが必要。
- ④ 実践的な教育内容にするための見直しが必要
→ 現行カリキュラムでは、実習実施前の科目修了要件等の基準はない。知識・技術を統合して実践する能力を身につけるためには、教育のステージに応じた修了すべき科目・教育内容や達成度を確認し評価する指標を開発することが必要。
- ⑤ 実習において長く地域に関わる工夫
→ 地域を基盤としたソーシャルワークを理解するためには、その地域の変化を確認する相応の時間が必要となるため、集中的な実習はもとより、週1～2日程度を通年で行う実習形態を積極的に取り入れるなど、教育の工夫が必要。

「② 実習の場を「地域」にするための養成制度見直し」について

- 現行の社会福祉士養成制度では、実習指定施設が「施設単位」で指定されている。地域における多様な機関・団体等で実習を行うためには、この指定要件を緩和することや、養成校から遠方の地域で実習するためには、巡回指導や帰校日指導等の基準に関しても要件の緩和やICTを活用する等、今日的状況に対応した教育の見直しが必要。

- 現在、相談援助実習を行っている実習の場は、入所型施設に偏っており、施設における業務内容の学習に留まっている。地域共生社会の実現に向け、包括的な相談支援体制及び住民主体の地域課題解決体制を構築するための実践能力を修得するため、地域のアセスメント、地域課題・ニーズの把握、不足する社会資源の創出などが学ぶことができるよう、地域において実習のあり方について検討するべき。
- また、多様な機関・団体等で実習を行えるようにするべき。例えば、養成課程において相談援助実習が免除される相談援助業務を規定する通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」では、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや公共職業安定所に配置される精神障害者雇用トータルサポーター、地方更生保護委員会及び保護観察所に配置される保護観察官などが規定されているが、相談援助実習指定施設とはなっていない。したがって、これらの業務を行っている施設・機関等においても相談援助実習が可能となるよう検討するべき。
- また、多分野・他業種との連携が求められている中で、既存の法制度やサービスでは解決が難しい多様化・複雑化するニーズに対応しているNPO法人その他の組織・団体等においても、国内外を問わず相談援助実習が可能となるよう検討するべき。
- さらに、中山間地域や離島地域等といった養成校から遠方の地域での実習を可能とするため、実習指導の方法や内容等の基準の見直しを検討するべき。

「③ 養成校の養成教育体制の強化と教育方法の開発が不可欠」について

→ 福祉系大学等教員の自己の専門領域への「タコツボ化」が生じているといわれており、養成教育に従事する教員が「分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つ」ソーシャルワーカーを養成できるようにするための総合的な能力向上を図ること、地域を基盤とした包括的支援を行うソーシャルワーク専門職像を養成教育に携わるすべての教員が共有し教授することができるようにすること、多職種連携による包括的支援にかかる教育を強化することなど、教員を対象にした研修の強化、教員要件の設定、教員向け研修教材を開発することが必要。

- これまで社会福祉士実習演習担当教員講習会が開催されているが、地域共生社会の実現に寄与し、分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つ社会福祉士を養成するための教育体制や教員のあり方等について検討する必要がある。
- 例えば、
 - ・ 「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」を担当する教員について「相談援助演習」「相談援助実習指導」「相談援助実習」などのような要件化
 - ・ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」を担当する専任教員の配置
 - ・ 社会福祉士養成教育に携わる教員の研修内容の見直しや要件化
 - ・ 教員向け研修教材の開発などについて検討する必要がある。

「④ 実践的な教育内容にするための見直しが必要」について

→ 現行カリキュラムでは、実習実施前の科目修了要件等の基準はない。知識・技術を統合して実践する能力を身につけるためには、教育のステージに応じた修了すべき科目・教育内容や達成度を確認し評価する指標を開発することが必要。



- 地域共生社会において求められる実践能力を修得し、多職種連携を推進することが求められている中で、医療や看護等の教育におけるコア・カリキュラムと同様に、社会福祉士養成教育においてもコア・カリキュラムの作成を検討すべき。
- さらに、社会福祉士の養成課程の各段階や実習前後における学習の達成度を確認するための教育評価のあり方や科目修了要件等について検討すべき。
- 下記のような新しい社会福祉ニーズや分野に対応できる実践能力を修得するための教育内容の見直しが必要である。
 - ・ L G B T、無戸籍児童、人身取引被害者、外国人労働者・技能実習生、非正規雇用・ブラックバイト、過重労働等
 - ・ 学校教育分野、一般企業分野、地方自治体における行政職、災害支援等に従事する公務員及び家族等
- 実践能力を向上するため、実習教育時間を大幅に増やすとともに、複数の施設・機関等での実習の実施を検討する必要がある。加えて、現場で学習する様々な機会の提供のあり方を検討する必要がある。
- より実践的な教育内容にするため、講義科目を精選・統合するとともに、それに合わせて国家試験のあり方についても検討する必要がある。